



平成 30 年 5 月 7 日

各 位

会社名 三重交通グループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小倉 敏秀
(コード番号：3232 東証一部、名証一部)
問合せ先 総務人事グループ部長 山本 正明
(TEL 059-213-0351)

役員報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員（取締役及び監査役）の報酬額の改定と共に、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、役員報酬額改定に関する議案及び本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 21 日開催予定の第 12 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 役員報酬額の改定について

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成 19 年 6 月 28 日開催の第 1 期定時株主総会において、取締役の報酬額は月額 2,600 万円以内（うち社外取締役分 200 万円以内）、監査役の報酬額は月額 480 万円以内としてご承認いただいております。

このたび、役員報酬を機動的に運用できる報酬体系とするため、取締役及び監査役の報酬額を月額による定めから年額による定めに変更することとし、取締役の報酬額については現行月額 2,600 万円の 12 倍の額（3 億 1,200 万円）のうち、6,000 万円を本制度に係る報酬に移行し、年額 2 億 5,200 万円以内（うち社外取締役分 3,000 万円以内（今後の人材確保等に備え増額します。）、また、監査役の報酬額については現行月額 480 万円の 12 倍の額と同額の年額 5,760 万円以内と改定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

現在の取締役の員数は 17 名（うち社外取締役 3 名）、監査役の員数は 4 名であり、本株主総会において別途付議を予定しております。取締役及び監査役の選任議案をご承認いただいた場合、取締役の員数は 17 名（うち社外取締役 3 名）、監査役の員数は 4 名となり、員数の変更はございません。

なお、改定後の取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

2. 本制度の導入について

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。（以下「対象取締役」といいます。））に対し、当社グループの持続的な成長並びに中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの価値共有をより一層進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために報酬として金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき、株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、本株主総会では、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を、1. に記載の報酬額とは別枠で設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、本制度の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額 6,000 万円（上記 1. に記載の現行の金銭報酬額からの移行分）以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 176,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）とし、その 1 株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（10 年間から 30 年間の間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式について第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。従って本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において、本制度の導入について原案どおり承認可決されることを条件に、当社子会社の取締役にも、上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以上

（ご参考）

前記 1. の役員の報酬額の改定及び前記 2. の本制度の導入に関する各議案が本株主総会で承認可決された場合の役員報酬額

1. 取締役

	現 行	改 定 案
金銭報酬額	月額2,600万円以内 (うち社外取締役分200万円以内) 〔年額換算 3億1,200万円以内〕 (うち社外取締役分2,400万円以内)	年額 2 億5,200万円以内 (うち社外取締役分3,000万円以内)
譲渡制限付株式付与のための報酬額（新設）	—	年額6,000万円以内 (社外取締役は対象外)

2. 監査役

	現 行	改 定 案
金銭報酬額	月額480万円以内 〔年額換算 5,760万円以内〕	年額5,760万円以内